別回囚八〇つしる住木派共成中間

T			П										(令和3年3月30日現在)
所掌	事業の名	補 補助金・助成 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件•対象分野				8 9	10 11 月 月	R4年 12 1 2 月 月 月		問合先
	生産性革命		新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるた前向きな投資を行う事業者を支援。 生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つ助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。	・類型A:サプライチェーンの 顧客への製品供給を継続 ・類型B:非対面型ビジネスモ 非対面・遠隔でサービス提 ・類型C:テレワーク環境の整 ・類型C:テレワーク環境の整 従業員がテレワークを実践 (例:WEB会議システム、 ■事業再開枠の対象※業種 ・消毒、マスク、清掃・飛沫隊	1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること 投損への対応 するために必要な設備投資や製品開発を行うこと 部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓) ・デルへの転換 是供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと もへのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)	H H H		<u>A </u>	A A	H H			(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業 室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp
	ものづくり	:命推進事業 <u>]</u> : <u>商業・サービス生産性向</u> 助金[一般型]	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のた 設備投資等を支援。		(1)交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2)以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加	(6次	文)R.3.	→ 4./15~R3.5	5/13			■補助上限:原則1,000万円 ■補助率: 【通常枠】中小企業:1/2、小規模企業者·小規模事業者:2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
経済	<u>ものづくり</u> 上促進補	<u>: 命推進事業】</u> · <u>商業 · サービス生産性向</u> 助金〔一般型 (新特別枠 スク型ビジネス枠」〕	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のた設備投資等を支援。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの間に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるに前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とに、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とし「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新設け、優先的に支援します。	け、 転換 ため は別 た	(1)交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2)以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加(3)補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが要件。・物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発・物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善	だくこと とグロ・ 継続し	までの各 とが可能 ーバル原 ン令和3年	R.3.4./15~ ・締切で不採択 です。6次締切 展開型は同じス	 だった方は、 分の採択発 ケジュール ⁻ 数回の締切	表は、6月ま で、6次締切 を設け、それ	工再度ご応募いた を予定。一般を 後も申請受付を れまでに申請の	型 ■補助上限:1,000万円 計画補助率:2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053
産業省	小規模事		小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り等の経費の一部を補助。 ※補助金電子申請システム(名称:Jグランツ)のが可能となりました。	計画 組み 小規模事業者等 利用	・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システ 【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、 事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの 活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。		開枠およ	:R3.6/4/、第6		第7回:R4	2/4 回締切までで終	ア ■補助上限:50万円 ■補助率:2/3 (条件により、補助上限の引上げが有ります)	全国商工会連合会 TEL:03-6670-2540 日本商工会議所 TEL:03-6447-2389
	補 New イサプライチェ	<u>-</u> ーン改革】 ン対策のための国内投	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サフチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産技の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康生活を営む上で重要な製品・部素材について、国生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を援。	拠点 複な 内で 大企業・中小企業等 ・支	[A]生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 [B]感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業 [中小企業特例事業]生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業	R3.3/1	2~R3.	5/7正午まで	G			■補助率 [大企業] 1/2以内 [中小企業等]2/3以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減 ■補助上限 [補助対象事業A・B]100億円 [中小企業特例事業] 5億円 ■事業期間 原則3年間(大規模投資案件は4年間)	みずほ情報総研㈱ 社会政策コンサルティング部 TEL:03-6825-5476 E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp
	補 New	<u>事業再構築促進事業</u>	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切っ業再構築に意欲を有する中小企業等を支援するです。	た事 日本国内に本社を有する中もの 小企業者等及び中堅企業等	(1)売上が減っている ・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 (2)新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等に取り組む・事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。 (3)認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する・事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。・補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(ブローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。	_	3.3/26	~R3.4/30				■補助金額 [通常枠] 中小企業者等:100万円 ~ 6,000万円 中堅企業等:100万円 ~ 8,000万円 [卒業枠] 中小企業者等:6,000万円 ~ 1億円 [グローバルV字回復枠] 中堅企業等:8,000万円 ~ 1億円 [緊急事態宣言特別枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数5人以下】100万円 ~ 500万円 【従業員数6~20人】100万円 ~ 1,000万円 【従業員数21人以上】100万円 ~ 1,500万円 ■補助率 [通常枠] 中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3) [卒業枠] 中小企業者等 2/3 [グローバルV字回復枠] 中堅企業等 1/2 [緊急事態宣言特別枠] 中小企業者等 3/4、中堅企業等 2/3	事業再構築補助金事務局コー ルセンター <ナビダイヤル>0570-012- 088 <ip電話用> 03-4216-4080</ip電話用>
	給 更新 雇用調整助)		経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくさ 事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育部 又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合 休業手当等の一部を助成する。	練 (特例措置)	・生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から 令和2年9月30日12月31日令和3年2月28日 令和3年4月30日までの間は、5%減少) ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 ・雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃 ・事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ・休業規模の要件を緩和 ・支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和 ・出向要件を緩和(「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に)							①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3→4/5) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4→10/10 ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ (中小企業2,400円、大企業1,800円) ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月 満の労働者も助成対象 ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に	取替りの砂道府県方側向、 ハローワーク。またコールセン ターでも雇用調整助成金に関
	ー 新型コロナウ	イルス感染症による	子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の	通う 行うことが必要となった労働 か減 者に対し、労働基準法上の 準法 年次有給休暇とは別途、有	②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども			までの休暇に関での休暇に関				休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に き上げ。	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセン 引 ター TEL:0120-60-3999

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

(令和3年3月30日現在)

			補補助金・助成		11.50.00		R3年		募	集期間	(→)		R4	年		ne 4 "
斤掌	事業(の名称	給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件·対象分野			4 5 6 月 月			0 11 引 月		2 3 月 月	────────────────────────────────────	問合先
	給 両立支 コース) 特例」	援等助成金(<u>)</u> に「新型コロナ	介護離職防止支援	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護の め有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者 が休みやすい環境整備した中小企業事主を支援。	た 右記要件を満たす中小企業 事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく 必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。			R2.6/15 支給要件を満た	~R3.5/3	31				労働者1人当たり取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働/ 雇用環境・均等部(室)
	給 新型コロ 金・給付		<u> </u>	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の特置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができかった方に対して、当該労働者の申請により、新型ロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給	の <mark>令和3年2月28日</mark> までの間にな 事業主の指示を受けて休業 コ (休業手当の支払いなし)し	# : : : 左記のとおり			≥ 2/31までの休暇 28までの休暇						①1日当たり支給額(11,000円が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)一就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感勢対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276
生労働省	給	用安定助成金		新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主(2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方		R3.2/5	~						【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金,教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業),3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業),2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元,出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用,出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練,出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額)・加算額(※)出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) ・加算額(※)出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合,出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	
	雇用調		用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安助成金の申請手続きに必要な費用を支援。	の ※市域に所在する中小企		R2.6	3∕9~ R3	. 2/2 8 ⇒R3.3	/31 ⇒R3	→ 3.8/31				■補助上限額:1件あたり10万円 ■補助率:10/10	広島県 商工労働局 雇用労働政策課 TEL:082-513-2838
	補 疫学調	查等協力事業	<u>者支援金</u>	従業者又は事業所の利用者の感染発生に伴い、感拡大防止のため積極的疫学調査や情報公開に協力 た事業者に対し、支援金を給付。	·	(1)従業員又は事業所利用者の感染について、県と連携し、下記の項目を公表すること(法人 名、事業所名、事業所所在地、就労又は利用日時、感染人数) (2)疫学調査等へ協力をすること	R2.5	5/14~							■1事業所あたり5万円(1回限り)	広島県 商工労働局 イノベーション推進チー TEL:082-513-3348
	オスク等	<u>等個人防護具</u>	<u>開発支援事業補助金</u>	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が、マスク等個人防護具の製品化・業化に取り組む場合に、その経費の一部についても助金を交付することによって、広島県におけるマスク個人防護具の安定的な供給量の確保と医療・健康に連産業の振興を図る。	事 甫 広島県内に主たる事業所を 7等 有する中小事業者	マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発などを行う事業活動(通常の生産活動を除く) ①サージカルマスク ②N95マスク ③ゴーグル(保護メガネ) ④フェイスシールド ⑤防護服 ⑥サージカルガウン ⑦アイソレーションガウン⑧検診用手袋 ⑨サージカル手袋 ⑩手指消毒用アルコール 等	R2.5	5/7~							■補助限度額:1事業者あたり300万円 ■補助率:10/10以内	広島県 商工労働局 医工連携推進プロジェク チーム TEL:082-513-3351
広島県	蒸急対 度)	<u>策販路開拓等</u>	<u>支援補助金(県制</u>	小規模事業者持続化補助金(国制度)の採択・交付 定を受けて、販路開拓等に取り組む費用の一部を取 成することで負担軽減を図り、新型コロナウイルス 染症の影響を受けた小規模事業者の事業継続を支 します。〔国の持続化補助金に上乗せ補助〕	カ 工会議所の管轄内で事業を 営んでいる小規模事業者。	◆対象となる取組事例 <一般型>:新商品を陳列するための棚の購入、新たな販売促進用チラシの作成・送付など <コロナ特別対応型 A 類>:部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧 客開拓など <コロナ特別対応型 B 類>:自動精算機やキャッシュレス決済端末の導入、店舗販売から EC 販売へのシフトなど <コロナ特別対応型 C 類>:WEB 会議システムの導入、クラウドサービスの導入 ◆対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、専門家 旅費など			● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●)R2.6/5 特別対応 3 (第3回	型> □)R2.8/7	(→ (第5回)R2.1	中)R3.2/5	国の持続化補助金(一般型)の場合 ⇒ 国2/3(上限50万円)+ 県1/12(上限 62,500円)= 事業者負担 1/4 国の持続化補助金(コロナ特別対応型・A類単体)の場合 ⇒ 国2/3(上限100万円)+ 県1/12(上限125,000円)= 事業者負担1/4 国の持続化補助金(コロナ特別対応型・B類単体, C類単体, A類とB・C類の組み合わせ)の場合 ⇒ 国3/4(上限100万円)+ 県1/12(上限111,000円)= 事業者負担1/6	広島県 商工労働局 経営革新課経済団体グ ループ TEL:082-513-3328
	飲食店	における新型 対策事業費補	コロナウイルス感染 計助金	県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるよにするため、県内の飲食店に対して、アクリル板、非触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を的とする設備の購入に必要な経費を補助。	う 飲食店(※)を経営する法人 又は個人であって、右記の 全てに該当する者 ※ 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	1.広島県内に店舗があること。 2.食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 3.助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。 4.代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 5.業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 6.国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 7.県の「広島積極ガード店」に登録すること。 8.県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。 10.取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 11.県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。	(第2回)R2.6/5 (第4回)R2.10/2 R2.10/I2~ 12/25→R3.2/26→ R3.4/16 [対象経費] 1.飛沫感染予防対策 アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、パーティション、フロアマーカー 2.接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー、非接触ソープディスペンサー、非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機 3.換気による感染予防対策 換気扇、サーキュレーター 4.その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置 ※ 設置費、送料も含みます。 ※ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹸液などの消耗 品は、補助対象外です。 ※ エアコン、空気清浄機は補助対象外です。							/一プディ タンド、セ	 ・補助額:1店舗当たり上限10万円 ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。 対象となる支出額の範囲 補助額 1万円以上2万円未満 1万円	広島県飲食店新型コロブ 対策補助金事務局 TEL:082-546-1211

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

(令和3年3月30日現在)

### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	抽 ID=IA -IDA	(令和3年3月30日
### 1995 (1995 1995 1995 1995 1995 1995 199	事業の名称 給 給付金	額等問合先
図、具等から取消されるボスターを利用者から見えやすい場所に振わする。 第21 共産の企業に設計する情報 (日本産業を対する) 1 元 高泉間に活動する 1 元 高泉間に活動する 2 元 音楽 (日本産業を発生 1 万円 2 元 日本産業を発生 2 万円 2 元 日本産業を発生 2 万円 2 元 日本産業を発生 2 元 日本産業 2 元 日本産業を発生 2 元 日本産業を発きる 2 元 日本産業を発生 2 元 日本産業を発	· <u>染症拡大防止協力支援金</u>	ででは、5時から20時までに 72万円 提供飲食店:1店 では、5時から20時までに 72万円 提供飲食店:1店 では、5時から20時までに 44万円 提供飲食店:1店 と 1店舗 と 1店舗と 1店舗と 1店舗と 1店舗と 1店舗と 1店舗と
1 中小企業者等であること	『食店におけるパーテーション設置促進	舗ごとに申請でき 目当する額を除き テン、防護スク 広島県パーテーション設置補助金事務月 TEL:082-546-1217 ションの買い替え 場合にも対象とな
4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト及び 「Go!ひろしま」サイトで利用することに同意する こと		広島県 商工労働局 雇用労働政策課雇用促進グループ TEL:082-513-3425
広島市内の飲食店等 (原知思事等で現実年が実制限・会和3年) 月18日~月7日)対象の飲食店を接収、年間・「日本の月7日)対象の飲食店を接収、年間・「日本の月7日)対象の飲食店を接収、年間・「日本の月7日)対象の飲食店を接収、年間・「日本の月7日)対象の飲食店を接収、年間・「日本の月7日)対象の飲食店を接収、年間・「日本の日本の日本の食品では、日本の食品を食べたが、まず、「日本の食品では、日本の食品では	県内(広島市を除く)飲食店	ま、店舗ごとに申 務局から20万円が 支給されます。 要となります。 飲食事業者支援 さい。む 可張る飲食店応援事務局 TEL:082-248-6850 ウイルス感染症予 甫あたり10万円)

			, 一一一一一一										(令和3年3月30日現在)
所掌	補 補助金・助成金 事業の名称 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件•対象分野		3 4 5	5 6		9 10 1	R4年 12 1 月 月	2 3	給付•補助金額等	問合先
広島県	補 New 頑張る飲食店納入事業者応援金	新型コロナ感染拡大の影響により、売上が減少した広島県内の飲食店納入事業者に対して, 県が支援金を支給し、事業継続を応援します。	箸、おしぼり など	県内の飲食店と直接取引がある県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に本社があること。 ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主を含む) ③令和2年12月~令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること ④県内の飲食店(飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類)と定期的な取引を行っていること。 ※デリバリー、テイクアウト専門店等との取引は対象になりません。 ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 ⑥県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ⑦今後も事業を継続する意思があること。 ⑧広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。		R3.3/15~			<u> </u>		■支	「給額:30万円 (1事業者当たり)	頑張る飲食店納入事業者応援事務局 TEL:082-248-6860
	補更新	中小企業等の雇用調整助成金等の利用を促進し、従業員の雇用維持や事業活動の継続を図ることを目的に補助金。	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企	■対象となる費用									
広島市	<u>広島市雇用調整助成金等申請費用補助</u> 金		業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 休業等を行い、国の雇用調整助成金等につい	(1) 国の雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費 (2) 提出代行または事務代理に要する経費 -	R2.6/1~₽	R3.3/31 ⇒	·R3.8/31	•					広島市 経済観光局雇用推進課 TEL:082-504-2244
	事業者向け補助金等申請サポート事業	新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国、広島県及び呉市の補助 金等により、その支給に必要な申請書類の作成等を行政書士又は社 会保険労務士へ委託した費用(委託費に限る)の一部を補助します。	(1)事業者の場合: 呉市内に事業所を有している中小企業・小規模事業者 (2)労働者の場合: 中小企業・小規模事業者が雇用する労働者で市内に住所を有している者 (新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請する者に限る。)	※本助成制度と同様の他の助成制度や保険を利用した場合には、その額を	R2.5/11~	→ ~当分の間	1				神助		呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310
	消毒事業の補助金	新型コロナウイルスにより、事業所等を消毒する必要が生じた事業者に、費用(委託費に限り、消費税及び地方消費税を除く。)の一部を助成	○新型コロナウイルスの感染者が訪問等をしたことにより、その事業所等を消毒する必要が生じた市内の中小企業・小規模事業者 ○感染者が訪問等した日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者 ○市税を滞納していない事業者 ○暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費	R2.4/27~	→ ~当分の間	1				■補■補	助率:1/2 助限度額:50万円	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310
呉市	生産性革命推進事業に対する助成	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業に おいて交付額の確定を受けた事業者で、市内 に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた 事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備 購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラ シ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	(1) R2.5/2 (2) R2.5/1 (3) R2.5/	→ 15~ →					た事	コナ特別対応型」及び「特別枠」で採択され 「業については、事業者負担が1/10となる に助成金を交付(上乗せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310
	補 呉市JAPANブランド育成支援等事業支 援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定 を受けた市内の事業者等	対象経費:JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分(全体事業費の1/3)	~R3.3月	→ 中旬 予算	章達成書	: で ⇒R3.:	3/31		(1) ² •補 (2) ³ •補 ※事	1率・上限額: 事業者支援型 #助率:7/10 ・上限額:1,750千円 支援事業型 #助率:7/10 ・上限額:7,000千円 事業者負担が1/10となるように補助金を交 上乗せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3167
	農漁業者経営継続支援事業		次のすべてに該当する人 ・令和2年度中に国の経営継続補助事業(経営継続補助金)において交付額の確定を受けた 市内に本社、本店、または主たる事業所を有する農漁業者(個人または法人) ・市税の滞納がない者 ・暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	補助対象事業費の「経営の継続に関する取組」として認められた経費のうち、 事業者負担分が10分の1となるように助成金を交付(上乗せ)します。	R2.7/16~	~ R3.3/31 =	⇒R4.3/	31			■補 (注)	前助率: 国 3/4 ・市 3/20・事業者 1/10 前助上限額:20万円)共同申請の場合の補助上限額は200万円 万円×10事業者)	呉市 産業部農林水産課(農業振興グループ・ 水産振興室) TEL:0823-25-3318、0823-25-3319
竹原市	補 更新 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条 第1項各号に規定する中小企業者その他これ に類する法人等(広島県雇用調整助成金等活 用促進事業の対象となる法人等をいう。)で あって、市内に本社・本店又は主たる事業所 が所在している者。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費	R2.6/15~	~ R3.2/28 -	⇒R3.3/	→ 31⇒R3.8	/31			前助率∶10/10 前助金額∶10万円上限	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興 係 TEL:0846-22-7745
三原	雇用調整助成金等活用促進事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金のの申請手続きを社会保険 労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注 1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業 等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助 成金について、広島労働局長の支給決定を受 けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金, 緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため, 支払い済みの経費も対象となります。	R2.6/5~	R3.2/28=	>R3.3/3	1⇒R3.3/	31		■10 (申) 万円を上限に対象経費の全額を補助 請は1回限り)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6013
原 市	補 三原市小規模事業者持続化補助金交付 事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、商工会議所または臨空商工会の助言を受けて作成した経営計画に基づき、販路開拓に取り組む費用の一部を補助。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で、次のいずれにも該当するもの・国の小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の交付決定を受けている者・市税の滞納がない者	・ ■対象経費:国の交付を受けた小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対 応型)の補助対象経費(機械装置等費, 広報費, 展示会等出展費, 旅費, 開 発費等)	R2.10/23	~R3.3/31	1				□■補田		三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷·久井·大和地区) TEL:0848-86-2238

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

	補補補助金・助成金	1		1	R3年		Ŧ	生生	期間(→)	1		R4年		I	(令和3年3月30日現在)
所掌		事業の目的	対象者	要件・対象分野	<u> </u>	3 4					0 11 1			 給付•補助金額等	問合先
-	New 新着情報		I		月月	月月	月月	月月	月	月月	月月	月月	月月	I	I
	交付事業	市内の中小企業者がWebを活用した面接や説明会を実施する経費の 一部を補助。	次のいずれにも該当するもの ・市内に本店または主たる事業所を有する 中小企業者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:Web面接・説明会を行うためのWebサービス利用料,ソフトウェア利用料 ・Webカメラ・スピーカー・マイクの購入及びリースに関する費用 ・Web合同説明会への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等に係る委託料やソフト利用料	R2.10/	/15∼R3.3	3/31							■補助率:10/10 ■補助金額:上限10万円 ■補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3 年3月31日	三原市 経済部商工振興課企業誘致係 TEL:0848-67-6013
三原市	補	市内の商工団体や商店街組織等が、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ、顧客増進や魅力向上のために行うイベント実施、情報発信、環境整備等に要する経費に対して補助金を交付。		・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用 ■対象経費 ・イベント開催事業費(委託料, 広告宣伝費, 会場使用料等) ・情報発信事業費(ホームページ, SNS情報発信ツール, マップ作成等) ・環境整備事業費(備品購入費等)	R2.10	/15~R3.:	3/31							■補助率:10/10 ■補助金額:上限1件につき100万円 ■補助対象事業期間:令和2年10月1日~令和3年3月31日 ※令和2年10月1日以降に事業を開始し、令和3年31日までに事業を完了させる必要がありま	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
	事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会 保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を 支給	尾道市内に事業所を有している中小企業 者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請 (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請	R2.7/6	i∼ R3.2/1	28⇒R3.	3/31 :	⇒R3.8/3	31				す。 (1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) ・補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183
尾道市	補 New 尾道市感染防止対策支援事業補助金	新型コロナウイルス感染防止のために、市内の施工業者に依頼して店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助し、事業継続を支援します。	者 ・尾道市経営環境改善支援事業補助金の 交付を受けていない者 ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感 染症対策取組宣言店」の発行を受け、宣言	,・来客用の非接触型手洗場の新設工事 ・非接触自動水栓への取替工事 ・自動水石けん供給栓の設置工事 ・人感センサー照明の取替工事 ・ビス等で固定する遮蔽用パーテーション取付工事	R3.	● 3/25~R 予算額に		易合は	、受付を	E終了				■補助率:対象経費の3分の2(千円未満切捨て) ■補助上限額:50万円(下限額:10万円) ※補助対象経費(税抜)15万円以上がとなります。 ※1事業者につき補助は1回限りです。	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183
福	<u>金</u>	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の, 申請 報酬の全部又は一部を補助		(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費	R2.5/	18~ R3.2	/28⇒R	3.3/3	H⇒R3.8	3/31				■補助率:10/10 ■補助限度額:10万円	福山市 経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL:084-928-1040
 	福山市テレワーク利用推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。	•	Z) R3.1/2	2~R3.3	3/26	終	き 子し	ました			■補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済環境局経済総務課 TEL: 084-928-1215
	府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	(1) 休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にそ の差額の部分について助成金支給。 (2) 社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費に ついて助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。		-								(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2)上限10万円	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190
府中市		令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入 する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給し ます。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有 し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者※次のア・イいずれかに該当する取組を新たに開始する者。ア)飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。イ)飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。	~R3.3 ◆ 助成	/31 対象期間 E4月1日又(は申出完	了通知	1日から令	和2年10	0月31日ま	での		対象経費の2分の1以内で、上限20万円(税抜き)。	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190
	補 府中市新型コロナウイルス感染防止対策 補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも防止対策として設備導入を行っている事業者に対して、経費の一部を補助します。	(1)日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者であること。 (2)市内に事業所を有する者であること。 (3)市税等の滞納のないこと。	補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための府中市内の事業所の設備の導入や備品購入、改装等にかかる経費としています。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。 (補助対象経費) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに購入し、設置した感染防止対策設備		→ 25~R3.3	19		終了し	まし <mark>っ</mark>	t-			■補助率:3/4 ■補助金額:上限20万円 (上限額に達するまで複数回申請可能)	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190 府中商工会議所 TEL:0847-45-8200 上下町商工会 TEL:0847-62-3504
	補 更新 三次市雇用調整助成金等活用促進事業 補助金	新空コロデリイル人際栄証の影響を受け、使来員の雇用維持を図る ための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要 たまな作品が保証しまた。「大学の公路」といるでは、1 2000年	休業等により、雇用調整助成金等の申請に 必要な書類を社会保険労務士に委託をした 事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く) 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など		}/1⇒R3.:	3/31 ⇒F	R3.8/	31					1事業者 上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率:補助対象経費の10万円までは 10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働係 TEL:0824-62-6171
三次市	三次市飲食事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会食自粛や忘・新年会のキャンセルが相次ぐ等、特に事業経営に影響を受けている飲食店事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するために給付金を支給します。	右記のすべてを満たす事業者	(1)前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月から令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較し30%以上減少している市内の飲食事業者(法人または個人事業主)(2)市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主(3)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること(4)広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店(5)広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者(6)令和元年(法人は前事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者	•	→ 2~ 2/28	⇒ 3/19=	⇒R3.:	3/31					・上30%以上40%未満減少:10万円 ・売上40%以上50%未満減少:15万円 ・売上50%以上減少:20万円 ※複数の店舗を展開する事業者等にあっては、店舗ごとに交付対象とする	三次市 産業振興部商工観光課商工労働係 TEL:0824-62-6171

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(人和0年0日00日刊大)

	塘	т	Т	T				- 44						<u> </u>	(令和3年3月30日現在)
 所掌	## 補助金・助成金 事業の名称 給 給付金	事業の目的	対象者	要件∙対象分野	R3年	2 1	募 4 5 6		間(→)	10	11 12	R4年 ! 1 2	2	│ 給付·補助金額等	問合先
1713	New 新着情報	7,7011	7134 12	XII /13/11		3 月 月) 月				月 月		441 1.3 LID 975 LID 47	I-0 LI 70
	描 更新 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業 補助金	する事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下	助成金等について、広島労働局長より支給	(2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費	R2.6/10~	→ ~ R3.2	2/ 2 8⇒R3.:	3/31							庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
	<u>庄原市雇用維持支援助成金</u>	長引く新型コロナウイルス感染症の影響下において、事業の縮小を 余儀なくされながらも雇用維持と事業継続に取り組む市内の事業者 に対し助成金を交付し、企業の倒産や市内での失業者を出さないこと により経済の回復を図る。	ずれか2カ月以上(連続していなくても可)の 売上がそれぞれ前年同月比で30%以上減少 している。 ・売上減少月を含む事業年度の前年度以前	庄原市内の事業所に被用者(※)が勤務しており、次の要件を満たせば、被用		3.3/15	→ 5~R3.4/30	0							庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
庄原市	補 New 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 補助金(第2次)		業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水 道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売 業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物 品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス	・換気による感染予防対策:扇風機、サーキュレーター		● 3.3/15	→ 5~R3.4/30	0						・補助率:補助対象経費の3/4以内 ・補助限度額:30万円 (補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て) ・補助対象事業期間 令和2年10月1日(木)~令和3年3月31日(水)	庄原市 企画振興部商工観光課 TEL:0824-73-1179 西城支所地域振興室 TEL:0824-82-2181 東城支所産業建設室 TEL:08477-2-5008 口和支所地域振興室 TEL:0824-87-2113 高野支所地域振興室 TEL:0824-86-2113 比和支所地域振興室 TEL:0824-86-2103 比和支所地域振興室 TEL:0824-85-3003 総領支所地域振興室 TEL:0824-88-3065
		新型コロナウイルス感染症の第二波感染拡大により、大きな影響を 受けながらも県の「頑張る飲食事業者応援給付金」および 「頑張る飲食店納入事業者補助金」の対象とならない飲食関連の事 業者に対して、事業を継続していただくために応援給付金を支給しま す。		・卸売業:飲食料品卸売業/全業種・製造業:食料品製造業/全業種		3.3/15	→ 5~R3.4/23	3						ー律30万円(市内に複数の店舗・事業所がある場合でも30万円です。) ※一度給付を受けられた方は、再度申請する ことができません。 ※この給付金は、事業所得・不動産所得・雑所 得等の課税対象となる場合があります。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178
大竹市	大竹市雇用調整助成金等受給サポート補	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている 状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に 対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補 助金(雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払っ た経費に対して上限10万円まで1回限り)を交付します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響による	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費	~ R3.3/1 :	⇒R3.	.3/31 ⇒R3	3.8/31	-						大竹市 総務部産業振興課商工振興係 TEL:0827-59-2131
東広	東広島市雇用調整助成金受給サポート補		・東広島市内に主たる事業所を有している中 小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休 業等により、雇用調整助成金の支給に必要 な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている 者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料	R2.5/1~	∙R3.8,	/31		-						東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
島市	東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。		・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援										各対象事業で採択された事業について、原則、 事業者負担の2分の1を補助します(上限額あ り)。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
		▮ ぺージから引用しています。各制度をご活用される際は、各	<u> </u>	<u>I</u>						1					

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(会和3年3月30日現在)

,		_	1									_	(令和3年3月30日現在)
) 所掌	補助金・助成金事業の名称 給 給付金	事業の目的	対象者	要件∙対象分野	R3年			集期間(R4 ⁴	·	│ 給付・補助金額等	問合先
" =	PROVIDENTIAL AND THE NEW 新着情報	ず未がらい	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ZIT AISANI	月 月	3 4 月 月	月月	月月月	9 10 月 月	11 12 1 月 月	2 3 月 月	क्षा । अ । भा भ्य अर सह रह	IN E 76
	東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているテナント事業者の事業継続を支援するため、家賃等の負担を減額する補助制度を創設。	右記の(1)から(4)を全て満たす中堅企業・ 中小企業等	(1) 市税の滞納がなく、市内において自ら営む事業のために家賃などを支払っている者 (2) 令和2年12月から令和3年2月の売上高について、新型コロナの影響などにより、直近1か月で前年同月比が50%以上減少または連続する直近3か月の平均売上高が前年同期比で30%以上減少していること。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満で、前年の売上高等を比較できない場合は、直近1か月の売上高が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高と比較して、30%以上減少していること。令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月のいずれかの月の売上高について、前年同月比が30%以上減少していること。ただし、令和2年2月2日以後に開店した場合は、開店日で異なります。 (3) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払済みであること(4) 広島県が実施する「広島積極ガード店」(飲食業)または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」(全業種)に登録していること。	R3.2/1	→ ~ 3/12 ⇒	R3.3/19	終了し 	しました	1 該当月の直近での売上高を比較 2 応当月の直近で 2 応当月の直近で 該当月の直近に 3 売上高と前年間 を比較 ※	x か月と前年同月 校 重続3か月の平均 前期の平均売上高 業歴3か月以上 か月の売上高と む最近3か月間の	比 70%以上 15万円/月 (3か月最大 45万円) 比 50%以上から70%未満 10万円/月 (3か月最大 30万円) 1年1か月未満で、前年の売上高等を比較できない場合	
東広島市	補 <u>商店街等復興支援事業補助金</u>	新型コロナウイルスの感染拡大の影響やクラスターの発生の風評被害等により、著しく売上が減少した商店等が集積する地域(復興支援対象区域)で3密を回避して行うイベント等に対する経費等を支援します。	右記の事業者等	(1) 復興支援対象区域(※1)を所管する商工会議所等(東広島商工会議所、 黒瀬商工会、広島県央商工会又は安芸津町商工会) (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合 合 (3) 上記(2) に準ずる団体で市長が適当と認める団体等 (4) 復興支援対象区域を拠点として活動する3以上の事業者(※2)等で構成する団体等 ※1 復興支援対象区域については、市産業振興課にお問い合わせください。 ※2 事業者とは中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で 市税に滞納がないこと。	R3.2/1							■補助上限額 (1)、(2)、(3):200万円(下限額:40万円) (4):50万円(下限額:10万円) ■補助率:いずれも補助対象経費の10/10 ■補助対象経費:印刷費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、委託料、既存設備改修費、ソフトウエア改修費、人件費(事業実施に伴い、新たに雇用したアルバイト従業員等の給与(1時間あたり950円を上限)に限る。)、その他市長が必要と認める費用。ただし、食材費、PC・大型モニター・汎用ソフトウエアなどのOA機器、機械・工具類、設備投資費(新規のもの)は対象外。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	<u> </u>	の感染拡大防止への取り組みを行う医療機関を支援。	東広島市内の保険医療機関(医科・歯科) ・ただし、国の感染防止支援事業に申請し、 感染拡大防止対策に取り組んでいること。 ・薬局、訪問看護ステーション、助産所は対 象外となります。	(補助対象経費) ・感染拡大防止対策に要する費用 ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保に要する費用(「従前から勤務しているもの及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外)	R3.1/4	~R3.3/3	1					病院・診療所の区分ごとの上限額 ・病院(医科・歯科):200万円 ・有床診療所(医科・歯科):60万円 ・無床診療所(医科・歯科):30万円	東広島市 健康福祉部健康増進課 TEL:082-420-0936
		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、外出自粛等の影響により、売上が減少した事業者の皆様に対して、最大20万円の応援金を支給。		(1) 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの売上高について、 外出自粛等の影響により、前年同月比が30%以上減少していること (2) 広島県の「頑張る飲食事業者応援事業」および「頑張る飲食店納入事業 者応援事業」ならびに本市の「テナント事業者家賃等支援事業」のいずれか の応援金等を受給していないこと ※ただし、テナント事業者家賃等支援事業の受給額が上限額に達していない 方は、本応援金の支給対象となります。		R3.4/	→ /5~R3.5/	/14				1事業者につき20万円 ※ただし、東広島市テナント事業者家賃等支援 事業補助金を受給している場合は、その差額 分のみの支給。	東広島市頑張る中小事業者応援金事務局 TEL:080-2905-8254(令和3年4月から開通予 定)
廿日市市	마스	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	(1)廿日市市内に事業所を有している中小企業者 (2)雇用調整助成金の支給決定を受けている方 (3)雇用調整助成金の申請を社会保険労務 士に依頼している方 (4)市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要 した経費	R2.5/2	0∼ R3.2/ 1	28⇒R3.3,	/31 ⇒R3	→ 3.8/31			■補助率: 10/10 ■補助額: 最大20万円	廿日市市 環境産業部産業振興課 TEL:0829-30-9140
安芸高田市	<u>雇用調整助成金等活用促進事業補助金</u>	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、 休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用 調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」と いう。)の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務 士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在 している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 休業による雇用調整助成金等について、広 島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていな い者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外	~ R3.2 /	∕28⇒R3.3	3/31 ⇒R3	3,8/31	-			■補助率:10/10 ■補助額:最大10万円	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024
	江田島市雇用調整助成金等受給サポート はいる	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇 用安定助成金の申請に必要な書類作成などを 社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	休業に FU 雇用調整助成全生の支給に必	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会 保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等	R2.6/1	9~						■補助率:補助対象経費の全額	江田島市 産業部交流観光課 TEL: 0823-43-1644 江田島市商工会 TEL: 0823-42-0168
江田島市		新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工 業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、 売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する 融資を受けた商工会会員で次の要件を満 たす者	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの)でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入資金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者	R2.5/1	2~						■支援額:融資額の2%の額	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168
	江田島市航路維持支援金	型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により, 市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため, 航路を維持し, 市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	年同月と比較して乗降客数が10%以上減	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。 なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月~6月) (例)3~5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3~5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。	R2.5/8	~						交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月	江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
<u> </u>		▮ ページから引用しています。各制度をご活用される際は、各										İ	

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

		T			1						(令和3年3月30日現在)
所掌	補 補助金・助成金事業の名称 給 給付金New 新着情報	事業の目的	対象者	要件•対象分野	R3年 1 2 月 月	3 4 5 6			R4年 12 1 2 月 月 月 月	3 給付·補助金額等 月	問合先
	江田島市公共交通支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。そのため、公共交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設。	(ア)本中で先着点とする定期机路を連机する航路事業者 (イ)本本で空期改組を運行するバス事業者	(1)利用者の回復支援事業 新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。 (例)企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、キャッシュレス決裁の導入、デリバリーサービスの導入、Wi-Fi導入、新事業のPR(WEB・チラシ作成)、観光客の増加が期待できる事業、乗客のサービス向上につながる環境整備 (2)利用者の安全確保事業 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。 (例)車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策、運航(行)に使用するマスク、消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入、サーモグラフィーの設置、港やターミナルの衛生対策、啓発ポスターの作成、防疫のための車両等の改修	交· · · ·	寸対象の事業期間 3和2年3月1日から令和3 交付決定前に実施した取	3年3月31日まで	に実施した事	業とします。	(1)補助率:補助対象経費の10/10 (2)補助上限額(※算定基準日は,令和2年) 7日となります。) (ア)航路事業者 1事業者当たりの基本額100万円に本市? 発着点とする運航船舶1隻につき10又は20 円を加算した額を上限とします。 ・旅客船(高速船を含む。):10万円 ・フェリー:20万円 (イ)バス事業者 1事業者当たりの基本額100万円に運行両1両(貸切バス及びスクールバスを含む。) つき10万円を加算した額を上限とします。 (ウ)タクシー事業者 1事業者当たりの基本額30万円に運行可両1両につき2万円を加算した額を上限とします。	を 万万 江田島市 企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630 車 に
	江田島市未来創造支援金	新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中に おいても、地道な販路開拓等により売上高の増加や雇用の維持への 取組、販売促進、誘客への取組、事業再開に向けた感染症予防対 策、国・県等の支援策を活用する事業者へ支援を行います。	事業者 ・前年度以前の市税を滞納していない事業者 ・江田島市暴力団排除条例第2条各号に規	(1) 利筒品開発・財路拡大事業 持続的な経営に向け事業者が行う新商品の開発や販路拡大の取組を支援します。 (2) 販売促進・誘客事業 事業者が行う販売促進や誘客への取組を支援します。 (3) 感染防止対策事業 令和2年4月1日から実施している事業を継続するために必要な感染防止対策の取組を支援します。 (4) 事業総表支援事業	交	ウ~R3.3/31 付対象の事業期間 令和2年4月1日から令和 一部事業については事			事業とします。	■補助金額:各事業の合計額として、上限3 円、下限3万円 ■補助対象経費・補助率: (1)新商品開発・販路拡大事業 ・新商品の開発、販路拡大に伴う経費。 ・新商品の開発、販路拡大に伴う経費。 ・新商品の開発、販路拡大に伴う経費。 ・前の万円を超える備品、工事費に伴う経費。補助率: 1/2 (2)販売促進・誘客事業 ・事業者が独自で20%以内のプレミアがのときでのできる。補助率: 商品・販売額の1/5以内(プレミム分) ・えたじまブランド認定品となってる品物の仕入れにかかる経費。補助率: 1/2 ・販売促進物の作成、その他販売促進客の取組にかかる経費。補助率:全額 (3)感染防止対策事・新型コロナウイルス感染症防止対策に対る経費。補助率:全額 ・エタジマミライート登録店舗(最低限マスク、消毒、飛沫防止の整備が必要)。補助定額5万円 ・10万円を超える備品、工事費に伴う経動車: 1/2 (4)事業継続支援事業・家賃支援給付金の事業者負担分。補助1/2 ・その他の対策事業の事業者負担分。補助1/2 ・その他の対策事業の事業者負担分。補助2	補 : : : : : : : : : : : : :
	江田島市事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少しているが、 国の持続化給付金、広島県の感染拡大防止協力支援金、江田島市 のがんばる 商工業等支援金などの制度に適合せず、支援をうけられない事業者 に対して経営の安定化や事業の継続を目的に支援します。	が前年同月比の売上と比較して20%以上		R2.9/	→ 1~R3.3/31				■支援額:10万円 (江田島市がんばる商工業等支援金受給額 10万円未満の場合は差額を支援)	が 江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL: 0823-43-1644
盐	給 <u>熊野町事業継続応援金</u>	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業持続応援金の給付を受けていないこと。	R2.6/3	→ D~ 7/31 ⇒R3.3/31				■1事業者:10万円	熊野町 総務部産業観光課 TEL:082-820-5602
熊野 町 		熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付 決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支 援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽 減を図ります。	全てに該当していることかつ、右記要件を満	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、 社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。	R2.6/3					広島県雇用調整助成金等活用促進事業補金(上限10万円)の対象経費であり、上限額超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	を 熊野町 総務部産業観光課
	 「太早見表は冬機関が公表しているホームへ										

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

												(令和3年3月30日現在
所掌	補 補助金・助成金 事業の名称 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件•対象分野		3 4 月 月	5 6			R4年 1 2 月 月	給付•補助金額等	問合先
	本広島町緊急制度融資信用保証料補助 金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借り入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1 町民税(法人、個人)を納めていること。 (前年所得を申告されている) 2 町内に事業所を有すること。 3 広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4 信用保証料を一括で支払っていること。 5 町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借り入れ、信用保証料を一括払いされている方(令和2年1月借入分から) 〇セーフティネット保証4号に係る融資資金 〇セーフティネット保証5号に係る融資資金 〇危機関連保証に係る融資資金 〇広島県県費預託融資制度<暖冬・少雪の影響>に係る融資資金	~R3.3	/31					■1事業者あたり上限10万円	北広島町 商工観光課商工振興係 TEL:050-5812-808
北広島町	北広島町観光事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に大きな支障が生じている町内の観光関係事業者を支援するため、感染症対策を講じて観光バスを運行した際に掛かり増しとなった運行料金に対し、補助金を交付。		(1)貸切バス運行補助 感染症対策を講じた上で、町内貸切バス運行事業者から借り上げたバス 運行経費、又は町内貸切バス運行事業者が実施したバスツアーのバス運行 経費 (2)貸切タクシー運行補助 感染症対策を講じた上で、町内の飲食店・観光施設・宿泊施設を2か所以 上利用する旅行商品に係る町内タクシー運行事業者から借り上げたタクシー 運行経費	R2.7/2 補助金: まで		朝間は、交	付決定の	しまし 和3年2月		(1)貸切バス運行補助 乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。 (2)貸切タクシー運行補助 乗客1人につき5,000円を上限。町内宿泊施設を1泊以上利用した場合は、上限額に1,000円を加える。	北広島町 商工観光課観光振興係 TEL:050-5812-8080
		広島県の新型コロナ感染症拡大防止集中対策に基づく外出機会の 削減の影響を受け、売上高が減少した事業者に、事業活動継続のた めの応援金を交付します。	町内に事業所又は店舗を構えて、次のいずれかの事業を営んでいること・タクシー事業、宿泊業・イベント等に関わる事業 (例)イベント企画・運営、会場設営、司会、印刷業、貸し館等・酒・食品・菓子等の飲食料に関わる製造又は小売業(農業、畜産業を除く)、仕出し業	(1)令和2年12月~令和3年2月のいずれか一月の売上が、前年同月に比べて30%以上、かつ10万円以上減少していること(2)広島県又は北広島町商工会の給付金を受けていないこと(又は予定を含む)・感染拡大防止協力支援金(広島市内の店舗対象)・頑張る飲食店応援金(30万円)・頑張る飲食店納入事業者応援金(30万円)・北広島町商工会コロナ外出自粛の影響を乗り越える事業者応援事業給付金(3)中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主を含む)など		R3.3/2	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••	/31			·給付額:10~30万円 (売上高減収分、上限30万円)	北広島町 商工観光課観光振興係 TEL:050-5812-8080
世羅町	補 <u>緊急対策経営改善資金利子補給補助事</u> 業	小規模事業者経営改善資金(マル経)《新型コロナウイルス感染症の 影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行い ます。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要							《金利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初 3年間を0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4 年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会本所又は世羅西支所

[※]本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。